

# 議会運営委員会記録

1. 期日 平成 31 年 2 月 14 日(木) 開会 13 時 30 分  
閉会 14 時 35 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題  
①平成 31 年第 1 回二宮町議会定例会の運営について  
②その他
4. 出席者 根岸委員長、杉崎副委員長、松崎委員、二宮委員、坂本委員、露木委員、  
渡辺委員、一石委員、野地議長  
事務局 戸丸事務局長、和田庶務課長、鈴木主任主事  
執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長  
傍聴議員 5 名  
一般傍聴者 1 名
5. 経過  
議長あいさつ

---

## ①平成 31 年第 1 回二宮町議会定例会の運営について

委員長 これより議題に入る。議題は、平成 31 年第 1 回二宮町議会定例会の運営についてとする。執行者側より説明をお願いします。

総務課長 (資料「平成 31 年第 1 回二宮町議会定例会上程議案説明資料」に基づき説明)

露木 以前、議場で議案番号を資料につけてほしいとお願いした。今回議案が多いのでそれに関してぜひお願いしたいということ、それについてどうかということ。附属機関の見直しが多いが、共通してこういう部分は変わったという資料というか、こちらが一つひとつ全部質問をしなくてもよいような、共通で分かりやすい資料が作れるかどうか分からないが。

(「議会全員協議会で説明した資料がある」との声あり)

露木 何か似たような改正にそれぞれに同じような質問をしなくてもいいようになるとよいと思っているので、そのへんをお聞きしたい。今回議案が多いのでどこまで分からないが。質疑をするからこそ、町民に分かりやすいということもあると思うが、前もって、例えば 24 番の敬老金についてだが、質問が出るのが何人ぐらいに影響があって、総額いくらぐらいの変更があるのかといった、たいてい出てくる質問は分かると思う。その辺をもう少し補足説明の時にしていただくのはいかがか。

委員長

委員長もいらっしゃるが、今の質問内容でよろしいか。

(「執行者に質問しないと」との声あり)

政策総務部長

新旧対照表があると思うが、前回ご指摘をいただいたので、新旧対照表の題名、何々の条例改正に対するという、その前に議案第何号と議案番号を入れさせていただいた。附属機関の見直しの関係だが、これについては新たに位置づけるべきものを各条例に位置付けた内容である。何が位置づいたのかは前回議会全員協議会で説明した通りのことである。それ以上のものがどのような形でということはあるが。一点だけ私どもとしても、どうしようかということがあり、実は、新しい委員会を位置づけると特別職の報酬支給条例に落ちてくる。今回その改正がそれぞれの条例の補足改正という形でつけてしまっているので、一覧にしないと何がどのように変わったのかと、支給方法条例そのものが一つ一つ別々に改正するものなので、支給方法条例がどう変わったのか見えにくい状態になってしまっていた。支給方法条例は資料という形で、それぞれの審議会が位置づき、最終的に支給方法条例について、一覧表がこう変わるという共通資料で出させていただくことはできる。それについては準備を検討させていただきたい。

渡辺

質問の補足をさせていただく。例えば、議案番号でいうと27番、28番、29番、基幹システムの変更とかこれは、今のシステムがあってどこが変わるのかとか、おそらく国保にしても介護保険、後期高齢者の共通部分が出てくるのかと想定したが、今、総務にお伺いするのがよいのか、所管される福祉保険課になるのか、そのへん前もって分かりやすいものが出ていればそれだけでも審議がスムーズに進むのではないかと思った。そういうことを想定した。

総務課長

今、一例で出された27、29番については、基幹システムが国保と後期医療でシステムが変わったことにより、いろいろな様式が変更になる。システムに合わせた様式が変わるということでそれを位置づけるために今回条例改正を行う。実際、様式自体は規則で定めるが、条例上に根拠を持つということで、今回条例改正を行う。システムの具体的中身は条例の中では特に触れないようである。

渡辺

条例案そのものは1週間前に出てくるので、それを見た時にすぐに分かるものなのか。そこまで理解しなければならない部分が出てくると思うが、議案が出た時点で、このままだとやり取りに時間がかかりそうである。事前にもう少し突っ込んだ資料をお願いしたい。常任委員会に付託されると思うので、常任委員会の方から、もしくは議長を通して求めることができるのかということである。

庶務課長

そういう仕組み、流れが確立していないので、今回これから案で出るが、提案理由の説明が事前に配付された後で、質問項目や想定されるものがあれば、議員側から箇条書きにして、メモのような形で担当課に渡して、当日スムーズに答弁できるようにという依頼を今回していただきたいと思う。今言った手続きだと、あらかじめ執行者側と調整をした上で制度化していきたいと思うので、今回はそのようなやり方でできればと考えている。

委員長

本数が多いし、必要な資料が委員間でまとめれば、それを要求することは可能であるか。

庶務課長

後は客観的猶予の問題である。議案が発送されて、そのあと説明資料がでるということになり、それを読んだ後で質問事項があればということになるが、それが出るのは定例会の直前になるかと思う。それから文章で依頼を出されても、資料として準備する時間が今回はない。質問事項で、ここが知りたいというところがあれば箇条書きにして、あらかじめ担当課に渡しておいて、当日スムーズに答えられるようにしておく。そういうやり方が今回ベストかと思う。

委員長

議会側の検討事項かと思う。他に質疑があるか。

(「なし」との声あり)

委員長

ないようなので事務局から議事及び会期日程案について説明する。

局長

(資料「平成 31 年第 1 回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案)」に基づく説明。)

テレビ放映日は、3 月 1 日町長施政方針、5 日総括質疑、7 日一般質問、22 日の本会議の 4 日間である。

委員長

局長から説明があったが、この中で協議をする事項があり、委員の皆さまに協議をしていただく。ひとつ目陳情の常任委員会の付託及び、執行者への出席要請についてである。陳情が 3 つあり、役場庁舎建設の進め方についての陳情だが、陳情者の田原様より陳情の項目 3 で「基本設計」を「基本計画」に訂正していただきたいとの申し入れがあった。議案発送までに急いで差し替えてほしいとのことだった。

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書の取扱いについてお諮りする。付託と机上配付があるが、ご意見あるか。

二宮 「米軍基地負担に関する提言」という大きな題名もついているので、町からやるものに関して馴染まないと思うので、私は机上配付でよいかと思う。

渡辺 地位協定で前回横田ラプコンについて机上配付にしたが、この二宮の上もオスプレイが飛ぶことも確認されたりしている。決して町民の暮らしと無関係であるとは限らない。私は付託をして審議をしていただきたいと思います。

松崎 机上配付でお願いしたい。議員必携を見て、「住民の関心が高いものに関しては云々」ということで、これは権限外の事項であることは間違いないが、住民の関心が高いものについては例外的だと書いてある。執行者側にこういった陳情に似たような住民からの要望等が寄せられているかどうかお聞きしたい。それによって住民の関心が高いか判断のひとつの材料になるかと思う。

総務課長 具体的に町に寄せられた声はない。

露木 松崎委員から町民の関心というところで執行者側に質問があったが、私の方には「飛んでいるね。」「不安だね。」という声がある。またそれもひとつの判断基準として考えていただき、私はこれを審査すべきだと思う。

杉崎 執行者に伺う。担当部署があるか。

総務課長 町では特にはない。

杉崎 しかも、陳情趣旨説明に来られないということで、担当部署がない、委員会付託となれば総務建設経済常任委員会だが、委員で話し合っても議論が深まらないと思う。私は机上配付にしたいと思う。

委員長 今のところ3名が机上配付で、2名が審査すべきだと意見がある。挙手で決めるという形でよいか。それでは委員会付託か机上配付で決める。総務建設経済常任委員会へ付託することについて賛成の方は挙手を願います。

(坂本・露木・渡辺・一石 挙手)

委員長 4名挙手のため挙手多数である。よって総務建設経済常任委員会に付託ということに決まった。趣旨説明の有無がここにはないので、委員の皆さま同士の意見交換を活発に願います。執行者側の出席はいかがか。

(「なし」との声あり)

委員長 執行者側の出席はなしとのことである。2つ目、役場庁舎建設の進め方についての陳情については総務建設経済常任委員会に付託か机上配付にするか、いかがか。

露木 町民の最も関心の高い事項である。当然審査すべきである。

委員長 委員会に付託するということでご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 異議なしと認め、総務建設経済常任委員会に付託する。担当職員の出席はいかがか。部長以下でよろしいか。担当部長以下の出席をお願いする。

3つ目、二宮町役場新庁舎整備について町民間で議論を深めるために、町の説明と資料作成、開示を求める陳情について、委員会付託か、机上配付か、皆さまのご意見を伺う。

露木 こちらも当然付託である。

委員長 他に意見あるか。

(「なし」との声あり)

委員長 なしとの声があった。総務建設経済常任委員会に付託ということによろしいか。

(「はい」との声あり)

委員長 ご異議なしと認め、総務建設経済常任委員会に付託し、審査願う。この担当職員の出席は担当部長以下でよろしいか。

坂本 町長も出るべきではないか。

委員長 先ほどの陳情も担当部長以下ということだったが。

坂本 本当はそうしていただきたいが、大事な案件なので職員だけでは答えきれない。両方とも町長が出るべきではないか。

委員長 先ほどの陳情 2つとも町長の出席を求めるということだがいかがか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 2つの陳情に対して町長以下の出席を求める。町長提出議案の提案理由説明について局長から説明する。

局長 先ほど説明した通り町長提出議案が 41 件ある。補正、予算関係を抜かしても 31 件ある。今回の定例会に限り、上程議案が非常に多いため、議会運営をスムーズに進めるためにも提案理由については執行者側からの口述書を説明資料として事前に配付させていただき、その内容をもって説明とし、具体的な説明については省略させていただく。また陳情については、陳情の内容を朗読することは省略し、時間を省略する。今回に限り、対応させていただきたい。

委員長 なるべく時間を効率的に使いたいということで、工夫を図っていただいている。今配付された資料について説明をお願いする。

局長 今、お手元に資料を配付した。今の内容を口述書の提供についてということで、議長から執行者に依頼をさせていただくということで、ここで皆さまにご了解いただければ、そのような形で資料提供をさせていただきたいと思う。

渡辺 イメージがわからないのは、今配っていただいた資料に、提案理由、説明、口述書は会議録は資料集に収録するとあるが、通常、朗読したものが議事録に記載されているが、どのような形で正式に議事録に記載されるのか。

庶務課長 会議録に議案集というのが付くが、そこに議案の本文と資料の新旧対照表が入っていて、資料の一部として口述書の原稿を挿入する形となる。

委員長 議事録の記載というのは。

庶務課長 議案に付随した資料として扱うので、会議録の冊子の中に入っているのは間違いないが、議案集の中に入っている。

渡辺 そうすると、議事録そのものはどんな形なのか。イメージしづらい。

庶務課長 会議録の冊子をご覧になればイメージできると思うが、巻末資料のようところに議案集がある。そこに入れる。その前のところは皆さんのやりとりが反訳として入っているが、今回は資料集の中に入る。

委員長 反訳のところは省略と書かれるのか。

庶務課長 ここに書いた通り、議会の同意、会議採決により提案理由の朗読を省略する。イメージとしては、議長が提案理由の説明については、あらかじめ口述書が配付されているため朗読を省略

してご異議ないか、「異議なし」で、そのまま次の質疑に入る。

議長

イメージが分かりにくいかもしれないが、町長が登壇してから議案を提案する。その後、担当部長が詳細な説明を口頭でするのが通常である。この41個、全て行くと、時間的なものがあり、審議の内容が軽くなって、時間を気にしながら進んでしまうおそれがあるので、内容を細かく審議したいのが一つである。今回「省略」をするのではなく、「朗読を省略」するのである。私どもは当日聞く話が前もって詳細に分かるというメリットがあるので、私としてはご了承いただいた中で審議を深めていただきたいと。

渡辺

議事録上は本会議においては提案理由、朗読を省略するというのが残って、後で巻末の資料を見ることができるということで了承した。

坂本

議長が「職員にして朗読させます」という発言があるが、いつもはそれを朗読するが、議会で「省略」と言う声が出れば、それで終わりである。やり手がいないのか。そんないちいち断らなくても議会から「省略」と言う声が出れば省略である。

庶務課長

昔はそのような慣例のようなものがあつたが、今は傍聴人やテレビを放映しているので流れが分かるようにということを重視している。議案について事務局は朗読していない。議題の宣告後、町長と担当部長が提案理由を説明しており、既に簡略化している。事務局が朗読するのは、陳情のみである。陳情の時に、「省略」と言う声があり、異議がなければ中断するが、テレビ放映の時に、そういうことをすると、流れが中断されてしまい分からなくなるというおそれがある。そういう意味で陳情は読む運用にしている。ただ今回は、提案理由を省略することは、他の朗読についても、省略した方がバランスが取れるのではないかとということで提案した。

(「了解」との声あり)

委員長

傍聴者にも同じものが配付される。補足説明について議長より説明する

議長

確認させていただきたい。今のこの2番について主語は町長提出議案のことだけである。課長から陳情についての朗読の話が出たが、皆さまが了承していただかない限りは2番にも含まれないイメージがあるので確認をしていただきたい。

庶務課長

今回の提案というのは、朗読にかかるものを全て省略しようということなので、それに対して皆さんよろしいかということである。実際、簡易採決により同意を得るが、あらかじめ、今

議長が皆さんに同意を取っておきたいということでおっしゃられたのかと思う。

委員長

皆さまに改めてお諮りする。陳情も含めたものについて口述書をいただき、読み上げを省略するという内容で同意いただけるか。

一石

陳情内容を読み上げないで、テレビで放映されるのか。

(「テレビでは放映されない」との声あり)

一石

陳情内容を読み上げることは重要でないかと感じた。

露木

今回だけというわけにはいかないが、放映する最終日に陳情の採決するわけだが、本来ここで毎回読むべきだったのではないか。陳情内容が分からないまま、委員長報告があるよりは、テレビ放映を見ている方にしてみると、陳情内容をきちんと読み上げて、委員長報告して、採決するのが本来よいと思う。今さらなところもあるが。

庶務課長

初日に通常は読んでいて、最終日に読むのは二度手間である。結局委員長報告するわけだが、委員長報告の中で陳情の要点に触れるため十分である。最終日に同じものを委員長報告することは重複している。

委員長

テレビ放映の見やすくするという趣旨と、議事録にきちんと残すということとで少しずれが生じている。その件について意見あるか。

議長

町長提出議案提案理由説明しかり、陳情内容については、文章でもらって内容確認はできている。審査そのものは、委員会の中での審議で、陳情者に説明していただいた後に、そこで内容は把握できると考えるので、41件プラス陳情3件を朗読省略と、あくまでも「朗読の省略」であるのでお願いしたい。今回限りというのが前提である。

委員長

最初の付託の時には朗読されない、そしてテレビ放映はされない。しかし、その時には配付はされているので、確認はしっかりしていただきたい。

(「最終日は。」との声あり)

委員長

元々そういうルールになっていないので、ここでは議論は無理である。その前の話が、今回に限るということで、処置させていただいた。陳情について口述書の配付で対処させていただく。口述書はないが紙があるので、朗読はその時は省略させていた



だくことにするがよろしいか。挙手で確認をする。陳情朗読も省くということで賛成の方の挙手をお願いする。

(杉崎・松崎・二宮・坂本・露木・渡辺 挙手)

委員長

挙手多数により、陳情及び町長提出議案、省略をさせていただきます。3番目、総括質疑は、4名以内ということによろしいか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

総括質疑は4名以内ということとさせていただきます。

4番目、予算審査特別委員会の構成は、総務建設経済常任委員長を含め各常任委員会より3名に、副議長を加えた計7名とすることについてご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

予算審査特別委員会の構成は、総務建設経済常任委員長を含め各常任委員会より3名に、副議長を加えた計7名とさせていただきます。

5番目、休会日の設定について、先ほど局長から説明のあった通りである。理由はここに書いてあるとおりである。休会日の設定についてご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

休会日の設定についてこの通りとする。

議長

付託関係の確認させていただきたい。議案番号21番に特別職員報酬云々とあり、内容は社会教育法ということだが、総務建設経済常任委員会に付託されると思われるが、今回内容が社会教育法云々ということで、教育福祉常任委員会に付託されている。これについては、特に異議なしということによろしいのか。担当課が教育委員会ということで理解した。失礼した。

渡辺

最終日の日程で委員長報告があり、条例が入っているが、条例に触れる部分があるのか。

庶務課長

説明不足だったようで申し訳ない。今回付託の条例案が多いので2日間に分けて条例審査を行う。初日で審査した分は、3月1日に採決して、27日の審査にかかったものについては最終日に陳情とともに採決を行う。

渡辺

理解した。

委員長

委員長報告について2日間に分けて行う。条例審査も2日間

に分けて審査してもらおう。最終日が、今までは午後から始まっていたが、午前中から始まるので時間を間違えないようにしていただきたい。補足だが、今回特別委員会を設置する予定である。本会議中の予算審査2日目の時に、特別委員会の開催も行いたいと思うので頭の隅に入れていただきたい。

議長

お願いだが、付託案件が非常に多い中、二日間に分かれて今回特別な時間設定でやっている。本来、傍聴議員の質疑ができることになっているが、委員会付託として両委員長にお願いだが、極力スムーズに全体の審議が偏ることなくできるように配慮いただきたい。委員の方、議員の方にも配慮した中での質疑を行っていただきたい。よろしく願いする。

委員長

事務局にも工夫していただいた。議会側でもご協力願う。協議事項は以上である。他にないようなのでこれをもって議会運営委員会を閉会する。

閉会 14時35分